

第3回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会議事録

水産庁

目 次

1. 開 会	1
1. 委員出席状況	1
1. 配付資料確認	1
1. 議 事	
(1) TAC制度の課題と改善方向 (中間とりまとめ骨子(案))について	2
(2) そ の 他	37
1. 閉 会	37

開 会

○木實谷管理課長 定刻になりましたので、ただいまから第3回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会を開催させていただきます。本日の懇談会は、公開で行うこととしております。また、本日の資料及び議事概要につきましては後日、水産庁のホームページに掲載させていただきますので、御了承方よろしくお願ひ申し上げます。

なお、カメラ撮りにつきましては冒頭のみとさせていただきますので、議事進行が座長に移りましたらお控えいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

委員出席状況

○木實谷管理課長 本日の委員の出席状況でございますけども、長屋委員、馬場委員が御欠席。それから石井委員は若干おくれて来られるという御連絡を受けているところでございます。

それから、先般7月4日付で水産庁の人事異動がありましたので、紹介させていただきます。まず、当懇談会委員でもございます山下前部長には、水産庁次長に就任されたところでございます。当懇談会の委員は継続するというところでございます。

それから事務局側でございますけども、山下部長の後任には本村資源管理部長。

内海室長の後任に、木島資源管理推進室長。

水産庁のきょう出席しております者の人事異動は以上でございます。

配付資料確認

○木實谷管理課長 次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず座席表、次に議事次第、その次に資料1としまして、本日の主要議題でございます「TAC制度の課題と改善方向（中間とりまとめ骨子（案）」と題したものがございます。

それから資料2といたしまして、「第1回、第2回有識者懇談会における主な意見」ということで、第1回、第2回の懇談会で各委員から御発言がありましたことをとりまとめさせていただきますので、参考までにごらんいただければと思います。

なお委員の皆様方には、前回までの懇談会で使用いたしました資料をファイルに閉じてお配りしておりますので、必要に応じて御参照いただければと思います。

資料は以上でございます。不足がございましたら事務局のほうに御連絡いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

議 事

(1) T A C制度の課題と改善方向（中間とりまとめ骨子（案））について

○木實谷管理課長 それでは桜本座長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○桜本座長 本日はお忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは早速でございますが、懇談会に入りたいと思います。本有識者懇談会におきましては第1回目の懇談会で、我が国における資源管理の現状と課題の概要について。また、第2回目につきましてはT A C制度の現状と課題ということで、皆様から御議論いただいたところでございます。

T A C制度の検討につきましては、次回の第4回で中間とりまとめを行う予定になっておりますので、本日は前回までの議論を踏まえまして、T A C制度の課題と改善方向についてということで、中間とりまとめに向けての御議論をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは始めさせていただきます。まず、資料1のT A C制度の課題と改善方向（中間とりまとめ骨子（案））につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○木島資源管理推進室長 資源管理推進室長の木島でございます。よろしくお願いいたします。資料1につきまして、座って説明させていただきます。

ただいま座長から御説明ございましたように、9月11日の次回の懇談会におきまして、全2回、またきょうの御議論を踏まえまして、中間とりまとめをまとめるわけでございます。その骨子ということで、今回案を提示させていただきたいと思います。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。まず、我が国資源管理におけるT A C制度の役割ということで、T A C制度全体がどういう位置づけなのか、我が国においてどういうふうな役割を果たしているのかということにつきまして、簡単に整理をさせていただきました。

まず、我が国の資源管理につきましてはここに書いてございますように、一つには公的

な規制、これは漁業法に基づきます漁獲努力量、いわゆるインプット・コントロールというものと技術的な規制、また出口規制といたしましては産出量の規制、これはいわゆるTAC制度でございます。

このほかに、例えば資源回復計画などの漁業者の合意に基づく自主的な資源管理が行われ、これらが相まって、我が国の資源管理を形づくっているということであろうかと思っております。

まず投入量規制、いわゆるインプット・コントロールの特徴を簡単に整理させていただきました。まず一つには漁業許可制度を中心として、網羅的、魚種横断的に措置されている。我が国において、資源管理に係る操業規制の基本的な枠組みを形成しておるということでございます。基礎的、長期的規制の実施に適しているということと、もう一つ同時に特定の魚種、例えばマサバなりマアジなりの小型魚を保護したい。もしくは産卵魚を保護したいというふうな、成長段階などいろいろな段階に的を絞った「質的な規制」が、比較的容易に行うことができるという特徴があると思っております。

次にアウト・プット、いわゆるTAC制度の特徴でございます。従来の許可制度等による管理措置に付加することで、例えばマアジなりサバなりの特定の資源を対象に、資源の増減に応じて機動的・直接的に管理することが可能だということでございます。具体的に申しますと、資源の状況に応じて生産量の上限を定めて、その資源を保存、管理しているということが、特徴として当然上げられるわけでございます。

ただ一方、数量設定をする、つまり具体的な漁獲量の上限を定めるということ。また、その管理をすると、その枠の中におさめていくためには、非常に労力、コストがかかってまいります。また当然ながら、漁獲量の上限を定めるための科学的な知見、具体的に申しますと、資源状況が詳細にわかっているなければならないということがあるわけでございます。

一方、漁獲の集中による資源の悪影響を招かないように、分割配分とか自主的な管理、具体的に申しますと、協定制度に基づきます自主的な管理が行われておりますけれども、こういうことによって需要に応じた供給、また漁業経営の安定に貢献しているという功の部分もあるということがございます。

これらを踏まえまして、TAC制度の全体的な役割を簡単に整理してございます。まず一つ目には、我が国水産資源を適切に管理するためには、漁業の実態、特徴を踏まえまして、対象資源、漁業の特徴に応じて適切な管理措置を用いることが重要だということござ

ざいます。

実際、非常に漁業者の数が多く、また多くの魚をとっているという実態を踏まえすと、そういう漁業の実態なり資源の状況などに応じて、いろいろな資源管理をしていくことが必要だということでございます。

特に、我が国が講じてきた許可制度等を中心とする投入量規制・技術的規制というのは、網羅的、横断的に実施されているということで、また質的な規制が比較的容易だということもございますものですから、資源管理上も、今後ともこれを基本として維持していく必要があると。

一方TAC制度につきましては、これらのベースとなる規制と相まって、我が国の資源管理の一つの手法として、個別資源における必要性、効果、またコスト等を総合的に勘案して、これを利用していくことが適切でないかというふうにまとめてみました。

2 ページで、TAC制度の評価でございます。これは平成9年に我が国が漁獲可能量制度を導入して10年たつわけでございますけれども、10年たって漁獲可能量制度がどういふふうな役割を果たしていたのか、どういふふうに評価されるのかということ、簡単にとりまとめてみたものでございます

一つ目に、これはTAC制度と関係ございませんけれども、漁業生産量、これは沖合漁業のマイワシが非常に激減をしたという状況ですとか、遠洋漁業におきまして海外漁場を失ってきたということから、我が国の漁獲量の総量は非常に下がってきているという状況でございます。

ただ一方、漁獲可能量の対象魚種が今7つございますけれども、その資源水準はどうなっているのかということを見てまいりますと、3 ページ以降をごらんいただきたいんですが、確かにスケトウダラの日本海ですとかマイワシなどにつきましては、減少傾向が続いている、非常に大きく減少しているという状況がございますけれども、そのほかの魚種、例えばサバ類、スルメイカ、ズワイガニ、アジにつきましてもおおむね安定している、もしくは中にはふえているものもございます。

これは当然ながらTAC制度によっただけで、こういうふうな資源の維持、安定が図られているわけではございません。資源回復計画ですとか、また漁業法に基づく各種資源管理措置が相まって、資源の維持、管理が図られてきたということでございますけれども、ただ実際にマサバにつきましては、親魚が若干ふえているということも近年見られております。こういうことで漁獲可能量制度につきましては、資源管理に一定の役割を果たして

きたと考えてもいいのではないかと考えております。

また、先ほど若干触れましたけれども漁獲可能量制度につきましては、漁獲量の1年間の上限を定めるということがございますので、供給量を決めていくということがございます。このため、全体としての需給の安定に寄与しているということも、TAC制度の一つの役割として挙げるができるのではないかなと考えております。

それから、5ページをごらんいただきたいと思います。しからば、TAC制度の課題と改善すべき方向について、幾つかとりまとめてみました。まず一つには資源評価、それからいわゆるABCと言われております生物学的許容漁獲量について、幾つかの課題があるのではないかと。また、それについては、どういうふうな方向で改善すべきかということがございます。

まず一つには、資源により評価に利用できる情報の質、量がさまざまであると。十分な情報が得られていない資源もございまして、また当然ながら今の資源評価自体が、来年の資源状況を予測するわけですけれども、漁獲可能量またABCなりが、定められている時点のものを正確に反映していないということがございます。新規加入分の予想ができないということもございまして。

このような、そもそも資源評価自体が、正確に把握することが困難だという限界がある、また、科学的な根拠に基づきまして的確な資源管理を行うためには、そもそも資源の評価に限界があるんだということについて、そういうことを踏まえながら制度運用をしていくべきではないかというのが、まず第1点でございます。

それから2点目といたしまして、まずABCにつきましてですけれども、資源状況の将来目標の設定、例えば何万tにふやしていくのか、また何年かけて資源をそういうふうな状況にしていくのかということによりまして、ABCそのものが大きく変わってくることがあるわけでございますが、そのようなABCの性格について十分な理解を得られていない。例えばABCは一つしかなくて、それを超えますと資源がどんどん悪化するんだというふうな誤解があるという声もございまして。

それから3つ目に、そもそも資源が著しく悪化した魚種ですとか、また外国水域に資源の主たる分布があると。我が国にしみ出してくるような資源につきましては、適切な資源評価がなかなか難しいわけでございますので、ABCそのものを算定することが難しいんじゃないかという課題があるかと思っております。

これに対しまして、まず1番目の資源評価の限界でございます。これにつきましては、

そもそも資源評価の誤差の払拭が難しいことから現実的な対応として、ABCを再算定することですとか、それに基づきましてTACの期中改定を行うことが必要なのではないのでしょうか。ただし、これに当たりましては、ルールをちゃんと決めてやる必要があるのではないかということでございます。

2つ目に、ABCなり資源状況についての透明性を確保していく必要があるだろうと。これにつきましては、ABCの特性につきまして関係者の理解を得るように、その算出に当たっては可能な限り漁業者や関係者の参加のもとに、公開の場で説明、意見交換を行ってみてはどうでしょうかということでございます。

それから先ほど申しましたように、ABCそのものが複数設定し得るわけでございますので、公開の場の説明、意見交換を行う際には、複数のABCを出していったらどうでしょうかということが、改善策として挙げられるかと思っております。

それから4つ目に、そもそも非常に資源が悪化しているもの、例えば日本海系群のマイワシですとか、主たる分布がロシア水域にありますスケトウダラのオホーツク海系群につきましては、ABCをそもそも算定することが難しいものですから、資源状況を定性的に評価して、これを踏まえて漁獲可能量を設定していくというのも、やり方の一つとして挙げられるのではないかということでございます。

それから6ページで、漁獲可能量の設定についてでございます。まず、課題といたしましては一つ目に、TACの設定につきましては関係漁業者の理解と納得が不可欠でございます。ただ、一部資源につきましては、TACの設定過程に透明性が欠けるという意見もございますものですから、今後、より透明性の高いシステム、TACの設定過程とする必要があるんじゃないかということでございます。

2つ目に、TACの設定につきましては漁業の経営事情を勘案する。これは国連海洋法条約にも規定されておりますし、また資源管理法上も規定が行われておりますけれども、一部資源につきましては、TACが生物学的に計算された許容水準を上回って設定されているという事例がございます。

ただ、確かに経営状況等を勘案すれば、そういうことが許されるのかもしれませんが、一般にはわかりにくいという御指摘もございますものですから、できるだけこれを超えないように努めるということと、その設定に当たっては透明性を確保する課題があるのではないかということでございます。

まず改善の方向でございますけれども、TACの透明性につきましては、TACの設定

に対しては透明性の高い形で議論を行い、漁獲許容水準を可能な限り超えることがないように、TACの設定の厳正化を図る必要があるのではないかとということです

具体的に申しますと、TACの設定段階におきまして、ABCと同様に漁業者、加工流通業者の関係者が参加しているもとで、かつ公開の場で可能な限り行っていくということが、方向性としてあるのではないかとということです。

それから2つ目の、漁獲可能量がABCを上回っているということにつきまして、改善の一つの方策でございますけれども、漁獲可能量が漁獲許容水準を上回る要因の一つといたしまして、浮魚に関して設定しております調整枠がございます。これは各都道府県ごとに魚群の分布状況に応じて追加配分するというをやっておるんですけれども、実際その調整枠につきましては、現在TACの内数字として設定しております。

ただ、事実上空枠になっているということが多くございますものですから、これを必要に応じて出す。つまり、設定枠につきまして縮小を図っていくことと同時に、空枠の部分でございますから、外枠扱いにするということについていかがでしょうか。

また、これをやることによりまして空枠が縮小されるものですから、TACとABCとの差が非常に小さくなっていくことが期待されるわけでございますけれども、当然ながら追加配分方法についてはルール化を図るべきでありますので、そういうことが方向として挙げられるんじゃないかと考えております。

次は、7ページでございます。これも前回なりの議論にございました、対象魚種についてどうするんだという点でございます。まず一つ目にはABC、資源評価がたくさん魚種で行われておるわけでございますけれども、TACの対象魚種についてももっと拡大をして、資源管理を進めるべきではないかという課題でございます。

それからサバにつきましては現在、マサバとゴマサバと一緒に、サバ類ということで一括して管理を行っておりますけれども、やはり種が違うのだから、別々に資源の管理をすべきじゃないかという課題でございます。

それから、さらにマサバなりマアジなり、多くの魚種が今、一つの種類として管理が行われておりますけれども資源評価自体は、例えば日本海対馬暖流系群、もしくは太平洋系群というふうに、系群ごとに資源の調査、評価が行われております。その調査、評価に基づきまして、系群ごとに管理を進めるべきではないかという課題があるかと思っております。

まず、魚種の拡大でございます。TACの対象魚種の拡大につきましては、TAC制度

実施の条件や漁業に与える影響等をかんがみると、すべての資源に適用できるわけじゃない。つまり、今のABCなり資源評価を行っているすべての資源に適用できるものではない。本制度のみで、我が国水産資源の管理を全うすることが難しいということもございませぬ。個別資源の特性に応じまして、許可制度等を中心として投入量規制、技術的な規制、また回復計画、TAC制度なり、いろいろなやり方を選択して、相まって資源管理を行うという観点に立って、検討を行う必要がまずあるんじゃないかという点がございませぬ。

それから具体的な追加魚種でございませぬけれども、漁獲可能量対象魚種の選定の基準は幾つかございませぬが、その中で最も主要なものが採捕・消費量が多くて、国民生活上または漁業上極めて重要である。つまり、一般に非常に重要な魚種、漁獲量が多いものが対象魚種になっているわけございませぬ。

現在7魚種定められておりますけれども、そのほかにもカタクチイワシですとかホッケ、ブリ、マダラとかが、次に漁獲量が多いものとして挙がってくるわけございませぬ。ただ、実際にこれらの魚種につきまして、資源調査が行われておりますけれども、十分な科学的な知見が蓄積されていないということがございませぬ。

またさらに、8ページ、9ページをごらんいただきたいんですけれども、現在のカタクチイワシ、ホッケ、ブリ、マダラの資源状況について、簡単にグラフにしてございませぬ。ごらんいただきますように、例えばブリにつきましてはここ数年増加傾向にあると思っておりますし、またマダラにつきましても若干の増減はございませぬが、おおむね安定して推移しております。それからホッケにつきましても、でこぼこはございませぬけれども基本的には安定していますし、カタクチイワシについても同じような状況にあるということございませぬ。

資源の状況につきましてはその下に書いてございませぬように、中位なり高位なりという状況でございませぬ、さらに漁獲可能量を設定して資源の管理を強化しなければならないという状況には、現在のところはないのではないかと考えております。

ただ、そうは申しませぬけれどもTAC魚種の追加につきましては、今後ともこのような魚種も含めまして資源の状況を逐次調査をし、検討をしていかなければならないとは考えております。そのような改善方向でいかがかということございませぬ。

それから、マサバとゴマサバについて、別々に管理すべきじゃないかという点でございませぬ。これは10ページをごらんいただきたいんですけれども、マサバとゴマサバにつつま

しては、現在主要 43 市場と申しますのは、農林統計で使っている市場でございますが、そのうちの主要 43 市場のうちで、8つの市場のみがマサバ、またはゴマサバということで種別の取扱いが行なわれております。しかし、ほかの市場につきましては、サバということで一括取扱いが行われているという状況でございます。また、サバ類全体の水揚げ量の7割以上がサバとして、つまりマサバ、ゴマサバという、種による取扱いが行われていない状況でございます。

こういうことを考え合わせますと、現時点においてマサバなりゴマサバなりについて漁獲可能量を設定いたしましても、市場からの情報がサバということではか上がってまいりませんものですから、管理が非常にできないということが予想されるわけでございます。

これも踏まえますと、現時点においてはサバをマサバ、もしくはゴマサバ別々に漁獲可能量を設定し、それを適切に管理するという状況が、なかなかできにくいというふうに判断せざるを得ません。ただ、今後とも入手について検討する必要は当然あると思っております。そういうことでどうでしょうかということでございます。

それから、系群ごとの管理についてでございますけれども、まず資源の状況につきましては、系群は確かにございますが、状況に応じて分布状況は大きく変わってまいります。また、例えば津軽海峡に抜け、もしくは南側の海域を抜け、交差するという状況もございます。またさらには、系群ごとの漁獲量の把握が非常に難しいというふうな漁業実態もございますものですから、現時点においては系群ごとに、それぞれの漁獲可能量を設定するという状況が難しいと判断せざるを得ないわけでございます。

ただ、そうは申しましても系群ということで、資源状況が異なっているものもございしますので、さらに実態を踏まえて、どのような管理が可能なのか検討する必要があるのではないかと考えて、整理をしたものでございます。

それから 11 ページで、(4) TAC の漁期中の制度運用についてでございます。課題といたしましては、残念ながら漁獲実績が TAC の割当量を超えてしまったという例が見られております。

また、漁期中の資源状況や漁場形成を踏まえた、先ほど出てまいりましたけれども期中改定、調整枠の運用につきまして、ルール化を図る必要があるのではないかという課題があると思っております。

まず最初の実績が、TAC を超えることをどうやって起こらないようにするのかということでございますけど、一つには TAC を合理的に利用し、計画的な操業を行うため、資

源管理、漁業経営に考慮した合理的操業モデル、これは本年度から委託事業としてモデル作成を行っております。これを作成いたしまして、漁業者の方々に利用を図ることによって枠の中におさめていくというのが、一つのやり方としてあるのではないかとというのが、まず第1点でございます。

それから採捕状況の把握につきまして、今、産地市場からデータをいただいているわけでございますけれども、実際に客観性、またコストを考えますと、市場からもらうというのが一番妥当ではないかと考えられるわけでございます。

ただ実際、産地市場から適切にデータが得られているのかどうかということも、たまに指摘もございますものですから、必要な場合には現地でチェックをするということで、補充していくことが望ましいのではないかとございます。

3つ目に、枠の超過を防ぐために必要に応じまして月別、旬別、またさらには漁業者別の割り当てを行うという自主的な管理手法の導入を促進する。また、さらに枠を超過した場合には、その措置についてルールを決めて対応していくことが、改善の方向として挙げられるのではないかとございます。

課題の2つ目の期中改定、調整枠のルール化でございますけれども、先ほどこれも出てまいりましたが、資源評価の精度の限界を踏まえた対応として、TACの期中改定の条件、時期につきましてルール化をすることと同時に、浮魚類の調整枠につきましては、追加配分方法につきましてもルールを図って透明性を確保していくという方向で、改善してはどうかということでございます。

以上で、説明を終わります。

○桜本座長 どうもありがとうございました。

前回までの議論をおおむねカバーして、うまくまとめていただいていると思うんですが、ただいまの説明は大きく分けまして、TAC制度の役割ということと、TAC制度の課題と改善すべき方向という、2つの部分で御説明いただいたと思います。

TACの改善すべき方向につきましては、大きく5つの項目について御説明いただきました。まずはABCの決め方の問題ですね。2番目は、ABCを決めてからTACを設定するまでのプロセスの問題。3番目は、現実問題としてTACがABCを超えてしまう、それについてどうするかという問題。それからTAC対象魚種をふやす問題、これは系群の管理も含めてですけれども、そういう御説明がありました。それから最後に漁期中の制度運営ということで、期中改定を含めた御説明がありました。

大体1から5番までの順番で御議論いただきたいと思うんですが、前後しても構いませんが、まずABC関連で御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

大倉委員。

○大倉委員 ABCの前のTAC制度の役割について、一つ御意見がございます。2ページに、大きな枠の中に少ない文字で簡潔に書かれて、それはそれで結構だと思うんですけども、恐らくこれを漁業者が読んだときに、TACをこれまで10年やってきて、ここに書かれているように、資源管理に一定の役割を果たし、なおかつ需給の安定にも寄与してきたというだけで、本当にそうなんだろうかという疑問が出てくると思うんですよ。

我々、TAC制度を10年間やってくることによって、漁業者ニーズの資源管理というか、量的に管理する仕組みというのが、私ども底びき関係では定着してきた。これはTAC制度を10年やった、一つの大きな成果ではないかと思うんですよ。

だからそういった点を踏まえて、書かれていることはこれで結構ですけども、それ以外にも資源への取り組み、特に量的なものへの取り組みに漁業者自身、特に水産庁の指導でそれぞれの魚種別、地域別にTACの協定委員会がセットされて、その中で漁業者のお互いの話し合いをざっくばらんに出し合って、どうやってTACを守ろうかと。

同じ魚種の中で調整枠を設けよう、それをそれぞれ過去の実績に応じて県別に配分しよう。ただし、過去の実績どおり漁獲できませんので、当然当初与えられた県別の枠は超えるわけですね。それを超えたところは、超えないところからいかに持ってくるかという話をずうっと詰めています。

そういった意味で、確かに現実、ほかの魚種だと思えますけど、昨今でもTACを超えるものがある。ということは、底びきの場合少なくとも二重の壁があって、超えられない仕組みになっているわけですね。

要は、最後に全部で枠を放して、オリンピックでいいですよという方式をとっていませんので、必ずどこかの県が与えられた枠が未消化のまま終わる。足してみると、トータルでTACを超えることがないという仕組みですね。よほど飛び抜けた県が飛び抜けた格好でやってしまえば、足してみたら超えるというのはあり得るんでしょうけど。

だから、そういう仕組みがようやく、この10年で十分定着してきたというようなものも含めて、何らかの評価の中に入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○桜本座長 ありがとうございます。

○木島資源管理推進室長 漁獲可能量制度をつくる際に一番苦勞した点は、今、大倉委員

おっしゃったように、協定制度だというふうに私どもも聞いております。実際に大臣の配分量のすべて、また知事の配分につきましてもかなりの部分が協定で行われて、漁獲可能量について自主的な管理が行われているということでございます。

この協定制度は、我が国の非常に独自のなと申しますか、世界的に見ても数少ないものだ聞いておりますし、これによって漁業者が漁獲可能量の配分量の枠の中にどうやっておさめていくのかと、非常に苦勞されているということは、私どもとしても承知しているところでございます。

ですから今、大倉委員おっしゃったように、漁獲可能量制度をやることによって、漁業者が、いかに枠内でおさめるのか、具体的に申しますと、資源を保存していくのか、努力しているということについて、中間とりまとめの中に書き入れていきたい。皆様方、そういって書くべきだという御意見であれば、書き込んでいきたいと思っております。

○桜本座長 ありがとうございます。

山川委員。

○山川委員 今のお話にちょっと関連するんですけども、ここの2ページの2番目の「・」の書きぶりですが、「97年のTAC制度導入以降は、対象魚種の資源水準は、海洋環境の状況が資源の回復に適していない一部の魚種を除き、概ね横ばい又は増加傾向がみられ、TAC制度は、資源管理に一定の役割を果たしている」という記述ですが、ここの部分は世間的にはいろいろと議論があるところだろうという気がいたします。

第1回目の資料でちょっと数えてみたんですけども、ここの3ページ、4ページに挙げられている系群の中で、増加、横ばい、減少がございますが、減少に分類されているのが15系群中6系群で全体の40%。

それから、資源水準を高位、中位、低位というふうに分けたときに低位にあるものと、それから中位の中で減少しているものを合計すると、15系群の中で9系群になるということで60%になってしまうわけですね。そうすると、この辺の書きぶりを数字だけから見ると、ちょっとどうなのかという異論が、恐らく出てくるんだろうと思うんですね。ですからこの辺は、先ほどの大倉委員の御指摘もございましたように、もうちょっと書きぶりを工夫したほうがいいんじゃないかという気がいたします。

○桜本座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○木島資源管理推進室長 工夫いたします。

○桜本座長 今、山川委員がおっしゃったように、系群ごとに書いてしまったほうがすっきりするような気がしますよね。19系群中何系群が減少で、何系群が中位なのかと。そのほうがいいかなと思いますが、いかがですか。

○木實谷管理課長 書き方はまた工夫したいと思いますけど、一つ、評価と違うところは、97年のTAC制度以降についてここでは書いておりますので、恐らく系群の動向の見方よりは、最近の部分でこれは見ているんですね。資源評価のほうは、大体過去20年で、中位、高位、低位の見方ですね。その辺のちょっと食い違いはございます。そのあたりはまた先生の今の趣旨も含めまして、何か書き方を工夫してみたいと思います。

○桜本座長 ほかに。

川本委員。

○川本委員 ABCなりTACの透明化の話ですが、業界も入っている議論をやる場は全国資源評価会議なんですけど、水研センターが原案を出しまして、それに対して業界が意見を述べる場です。いわば原案をつくった人に対して批判を繰り返しているということになるので、水研センター側が納得して資源評価を改めるかということ、なかなか改められないのが現状です。

透明性を言うなら、中立的な判定委員会的なものをつくらないと。少なくとも両方の言い分を聞いて、第三者としてこれはこうだという判定をしないと、しょせん、最後は言いつ放しで終わってしまうのが現状です。

○桜本座長 ありがとうございます。

透明化の問題で、やはり言いつ放しになってしまうので、判定委員会のようなものがないと公平な判断ができないんじゃないかというお話ですが、いかがでしょうか。

黒倉委員。

○黒倉委員 恐らくその議論をやっていくと、判定委員会のための判定委員会みたいになっちゃって、多分これは無間地獄になるんですよ。

問題は、最初に決めていくプロセスの中に、それを調査する段階から、あるいはそれを判定するプロセスの中に、どういうふうに自分たちの意見が反映されているかということが見えることなんだと思いますね。

ですから調査の段階に、例えば漁業者の団体のどなたかが入っているとか、あるいは調査に加わっていただくとか、あるいはこのごろ開発学なんかでやるのは、ローカルナレッジを入れるとか、いわゆる漁業者さん自身がお持ちのノウハウや知識であるとか経験みた

いなものをそこに取り込んでいくとか、調査をしていくプロセスの中で納得の形を組み込まないと、野球のアウト・セーフの判定委員会の上にも判定委員会をつくっていくとか、もっとひどいことになるので、それはもうちょっと前の段階で工夫されるほうが、制度設計的には上手だと思います。

○桜本座長 ありがとうございます。

私も基本的には同じような考えです。ですから、最初にABCを決める段階でどうするかですね。どういう制度といいますか、やり方でABCを決めるかというのが一番重要だと思うんですが。それに関して、ほかに御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○川本委員 いずれにしても、今度は複数で出すという話なので、議論は恐らく……。TACは、はっきり言ってここに書いていますように全く当たらない。現に実例を申し上げますと、ことしのサバの資源が、2004年の卓越年級群の子供が生まれているわけです。当初、17億尾ぐらいの資源量だと言われていたんですが、6月までの数量を入れると24億尾ぐらいになっているんですね。ほかのいろんな複数の情報では、24億～25億尾ぐらいだと言われているんですが、7月になって非常にとれているんですね。

そうすると、おおよそ当たらないんですね。これは方法論が悪いのか、何かよくわかりませんがね。当たらないのを金科玉条にしてTACを固定してしまうというのは非常に問題なので、見直しをするにしても——私は水研センターの言っている中を吟味したことはございませんけれども、例えば自然死亡係数とか漁獲死亡係数が、過去のデータをそのまま使っている、恐らく。

ところが資源状況は変わっていて、ここに資源の状況がありますように、過去はずっと下降状況だった。それが今恐らく、この間の2005～2006年の卓越年級群を境にして、少なくとも上昇傾向にあるわけです。そうすると、自然死亡係数とか漁獲係数になると全然違うはずなんです。それを今までの傾向値で入れると、全然合わないんです。そういうところまでだれかが判断をしないと、全く資源の全体的な傾向が変わっているにもかかわらず、毎年毎年その話をする。毎年毎年誤っている。それも大幅に誤っているわけです。こういう傾向をどうするかというのは、見かけ上は業界と水研センターがやり合っている感じなんです。

もう少し、よくわかっている方々に方法論をチェックしてもらい必要があるのではないかなという観点から申し上げました。おっしゃることはわかりますけどね。

○桜本座長 ありがとうございます。

須能委員。

○須能委員 事務局の方、資料を配付してもらいたいですけど。これに絡めて、漁獲するという事について基本認識に触れたいんですね。というのは、私は3000tすり身トロール船の航海士をやっていました。それから、サケ・マスの独航船に5年間、調査員で漁場探索しました。それから、サケ・マス母船式の漁場解析で漁労主任、船団長もやりました。

そういう意味で、多分この中で一番漁業の現場にいたので、それを模式的に一般の人というか、共通認識にまず立っていただきたいということで、文章にしたので読みますので。

[資料配付]

○須能委員 それでは漁獲するという事の意味合いを模式的なことで話をしまして、それからコメントしたいと思います。

それでは、この資料に基づきまして。

「漁獲すること」とは

漁業管理の基本である「漁獲すること」をどの様に理解しておりますか。農産物の収穫と大海原を回遊する魚を漁獲することについて模式的に説明したいと思います。

陸上での農産物は、南斜面等のものは生育が早く、その後一斉に収穫時期を迎え(旬の時期)生育の悪いものを最後に収穫して終了します。

変温動物である魚は、一定水温域に生棲し餌を求めて行動し、索餌回遊から産卵回遊までありますけども、成長するにつれて高水温域からやや低い水温域へも移行します。基本的には同一水温帯にいますよと。産卵のときに高い水温ですね。

魚の行動と漁場形成は、私の理解ではこういうふうに思っています。大地に雨が降ってきた状況を想像してください。乾いた砂地が一番わかりやすいかと思えますけども、初めに大粒の雨が降ってきて地面に雨跡が点在しますが、これは魚が広い範囲に数少ない餌を求めて分散している状況で魚が集合していないので、漁獲対象とはならず漁場が形成されていないと言えます。

更に雨が降り続けば、水がしみ込み一定時間が過ぎれば一条の流れが生じ、地形の影響で複数の流れが合流します。

更に雨が降り続けばこの流れの幅（水量）も増え、大きな水溜りが形成されます。

これがいわゆる魚道であり、漁場形成というのが模式的にわかってもらえるかなと思っています。

基本的な漁場形成の要因は、海底地形、海流、水温、風向き、気圧等ですが地形以外の要因は変動しますので、名漁労長は漁期前の調査船の漁獲データや今年度の水温分布、気象の傾向等から漁場形成を予測します。

実際の操業に入れば、今年度の漁獲実績と過去の漁獲パターンや決定要因の傾向及び重み付け、これは水温で見るか、海流の差とといいますか、今は水温傾斜を見ているようですけども、予測と結果を比較しながら精度を高めて高い漁獲実績を残していません。

ということで魚の分布が一定でないので、今、川本委員からお話がありましたように、この年のこういう推定をしていきいているのが、皆さんの情報からいって、より確かだろうと思っているのが翌年になって変わるのは、基本的にそれだけの地上のデータのように海底にはないわけです。これ以外のファクターがいっぱいあるんだけど、我々はこのファクターがないわけです。ですから先ほど言ったように、優秀な漁労長の判断を公の場で聞くことにして、少しでも科学的な議論の中にそういうものを取り入れてほしいと。

かつての科学者は、浜に行つて船頭からそれを聞き出していったんですけども、残念ながら今はデータだけをもらってやることは、まさしく陸上の産物を議論しているのに近いんですね。ですから魚の議論をするときには、現場を知っているのは漁労長なわけです。

ですから、漁労長はTACを報告したいという気持ちは、もちろん持っていないわけじゃないんですけど、ここにそういう中で真実を突き詰めてもらえれば、どうしてことしの資源評価が低くなってしまったんだろう、高かったんだけどどうなんだろうと。本当は低いんだけど、漁場形成がしやすかったんですよと。だから、密度が高かったからたまたまとっただけで、エリアとしては狭いんですよということかもしれないし。

分布は広くてまばらだったのでとれないんですよ。だけど、実際に沖合に行ったらいたんだよと。ただ、御存じのように燃油が高くなっているから、調査船が今、出ないんです。

例えば、ここ2週間ぐらいカツオがさっぱりとれないんです。ことしは塩釜にマグロが揚がらないと言うけど、まき網船はおっかなくて、こんなに油の高いときに、沖まで行ってマグロがとれないわけです。ところが定置では今、メジマグロ、小型マグロは石巻でも

大船渡でも、ここ数年にないぐらい揚がってきているんです。

そういうふうに漁場形成が変わっているんだけど、肝心の広域の調査をしてないからわからないんです。だから基本的にわからないんだということを前提に、こういう予測をして真剣にやらないと、わかったつもりでいることが間違いで、ちょっと伝えついでに言えば、先ほどの操業パターンを示すなんていうのは完全なおごりですよ。パターンなんかわからないんだから。それよりもパターンをお互いに見つけて、少しでも操業効率、経済効率のいい操業を皆さん、一緒にしましょうと。そういう場を設けましょうというならわかりますけども、パターンを明示なんかはできませんので謙虚になってやれば、予測と結果とがより身近なものになる。

そのためには、たまたま私は模式図として雨の話をしたんですけど、一方皆さん、よく魚がとれ出すと、海からわいてくると言うわけですね。わいてくるというのは今言ってみれば、こういう雨の降った状況を言っているんですけど、そういうように一般の陸上の世界でわかるような、いろんな人の話を引き出してもらって、こういう席で議論しないといけない。

ですから、さっき黒倉先生が言われたような、調査の中に船頭連中の意見を入れて、こういうエリアに行ってくださいとか、こういうふうにしてくださいとか、こういうことを調整してくださいということになれば、より透明性の高いことで、きのうよりきょうが少しでも前進すればいいと。そのぐらいのおおらかな気持ちで資源管理をやらなければ、本当は難しいものだろうと思います。

以上です。

○桜本座長 ありがとうございます。

和田委員。

○和田委員 先ほどの川本委員からの御指摘に対するお答えになるかと思うのですが、例えば米国の場合ですと、国の水産研究所の資源評価担当者が資源評価表をつくって、ABCについても提案値を出すわけですが、いろんな関係者の方が集まったストック・アセスメント・ワークショップを開いて、そこで評価結果やABCについていろんな御意見をいただくという形になっています。

評価結果やABCについて納得されればよろしいんですけども、物によっては納得されなくて、そういう場合は評価のやり直しになったり、やり直しといっても、物によっては直ぐには難しいケースもありますので、その場合には例えば昨年の評価をそのまま先延ば

しをするとの措置が取られています。

その際に、そういう判断をどこでやっているかという、まさに先ほど川本委員から御指摘があったような、判定委員会ではないんですけれども、やはり研究者からなる——その研究者の構成には、日本で言えば水産研究所の資源評価関係の研究者ももちろん入っているんですが、そういう学識経験者が入った委員会があります。そこで、必要があれば資源評価の見直しを指示したり、場合によっては委員会自身が評価結果やABCを修正して、これらに対する関係者の納得性を確保した上で、次のステップに進むということをやっております。

先ほど黒倉先生から御指摘があったように調査の段階から、できるだけいろんなデータを入れるということはもちろんですけれども、いろんな意見があったときに、最終的にそれをどう判断して評価に組み入れていくのか、修正をするのかといったところは、一つの必要なステップとしてこれからしっかり考えていく必要があるのではないかなと思っております。

それに関連して、また後のところで述べさせていただきたいと思いますが、TACの期中改定をこれから柔軟にやっていくとすれば、当然資源の評価や資源のモニタリングもそれに応じた形で、実施の時期や方法に柔軟性を持たせていく必要があります。その辺も今回の骨子案の中には明確には触れられておりませんが、やはり非常に重要なものとして、中間とりまとめの中には、入れていくべきではないかなと考えております。

○桜本座長 ありがとうございます。

○黒倉委員 補足的に言うと、資源管理でなくてもいろんな政策を決めるときに科学が使われて、ある種の専門家の意見が使われるわけですけども、それはなぜなのかと考えてみると、別にそれが正しいからだという考え方をするとすごくまずいですね。というのは、資源管理の専門家の中で、資源予測が正しいか、正しくないかという学問的な論争にすぎなっちゃう。

そうじゃなくて、何でそういうふうに決めれるのかと考えてみると、未来の予測をだれか個人の責任でやったり、根拠のない、過去にデータのないものでやったときに——、一種の占いですね。一種の占いをやった結果、政策が外れると、その人は火あぶりにならなきゃいけないんです、これは昔からの制度で。それは避けなきゃいけない。だからやっているんだと。

となると、そういう議論の中に資源学者以外に、いわゆる政策決定の中ではここはこの

くらいの妥協点におさめるべきだと。時間のこともありますから常識的に考えて、このくらいのところでこれは外れても仕方がないのだよという意見が言えるということが、すごく重要だと思うんです、納得のプロセスの中では。

だから、どうしてもすごく大まじめに考えてしまって、資源学的に正しいか、正しくないかをついやってしまうんだけど、そうではなくて、現況の情報の中でこういう妥協をするということが現実的だということ判断できることは、すごく重要だと思います。

○桜本座長 ありがとうございます。

これに関してほかに御意見ございますか。

○香川漁場資源課長 先ほど、随分現場のデータが入ってないんじゃないかという意見がございました。私どもも別に、今出しているABCが唯一無二のものであって、これが100%正しいと位置づけるつもりはございません。ここにございますように、改めて改善をしたい。

この間、この点について、川本会長のまき網関係とも一回話し合いをいたしました。例えば、ことしは7月に非常に漁獲が多いということをお聞きしておりますので、7月あるいは8月は例年と全然違うんだというお話もございましたので、これについては速やかに、これを含めた形で改定をしたいと申し上げたところでございます。

それから、最初からいろんな漁労長だとか、そういう人の意見を聞くべきだということも、これはぜひ実行の面でやっていきたいと思っています。確かに従来、資源の状態について私どもから説明を行い、漁業団体あるいは漁業者の方から意見を聞く機会は、これまで3回ございます。1回目はブロック会議、2回目が9月に東京でやっております資源評価の説明会議、3回目は水政審となるわけです。

恐らく皆さん、これについて非常に公式的な会議でなかなか物も言えないし、どうしてもここで対立してしまうんじゃないかという御意見だろうと思うんですが、ここについてはぜひとも、私どもは公式、非公式どちらかわかりませんが、非公式的なことでも結構ですが、皆様方から御要請があれば、資源の状況について説明に行くことは全くやぶさかではございません。それは何回でも皆さんのお話も聞きますし、場合によっては事務局だけのことではなくて、漁業者あるいは漁労長の方から直接機会があれば、したいと考えております。

それから研究者に対しても、いろいろ現場からそういう批判があるんだということは、ぜひ伝えていきたいと思っております。

そういうことで、このABCの改定については改善をしていきたいと思っています。特に、私どもとして目玉だと思っていますのが、期中改定をタイムリーにやります。これは一つルールが要りますが、そういうふうにやっていきたいと。

それから回復目標に対しても、3年、5年、10年いろいろございますが、これについても複数示して、これは皆さんの間でぜひ議論していただきたい。私どもはこういうオプションがありますということはお示ししますから、ここから先は研究者も入りますし、業界の方も入るし、管理者も含めた中で決めていただきたいと思っています。そういうことで、柔軟に対応していきたいと思っています。

それから、判定をするための機関は、すぐにお答えするわけにはいかないんですが、なかなか難しい問題だと思っています。私は基本的には黒倉委員が言われた、判定の機関をつくると、またそれが正しいかどうかを判定する機関も必要だということなので、ぜひ根本の部分で対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○桜本座長 どうもありがとうございました。

川本委員。

○川本委員 例えば水政審の資源部会で、業界と水研センターを呼んで話を聞くのもいいと思うんです。要するに、自分で計算したものを、極端に言えば業界からけちつけられると、なかなか変えたくないというのが、恐らく人間の心理だと思うんですよ。業界のほうも頑張りますしね。お互いに引くに引けなくなる可能性が非常に高いわけで。そこでだれか客観的な判定者がいまして、さっき黒倉先生がおっしゃったように、「こんなもんじゃないか」というのが決まれば、だれもあんまり文句言わないわけですから。

○桜本座長 ありがとうございました。

和田委員。

○和田委員 私も今、川本委員の言われたことや、先ほどの黒倉先生の御指摘に大いに賛成です。要するに、常識というところが非常に大事だと思うんですね。私自身が資源評価を担当していたTAC制度が導入された最初の頃には、資源評価の結果について、漁業者の皆さんともいろんな協議をさせていただき、それを踏まえながら、水産庁のほうで具体的なTACを決めるということで、お互いにいい意味で話し合いをしていた。その結果として、大体TACというのはこの辺だねというところに落ちつけるような雰囲気というか、そういう形があったと思います。しかしながら、最近の資源評価からTAC設定に至る過程を見

ていると、妙に対立の構図というか、川本委員御指摘のような形になっていて、お互い引くに引けないというところがある。

だからどういう形にするかは、コストの問題もありますので、十分御検討いただければと思いますけども、常識的にはとりあえずこの辺が妥当だろうという合意点を見つけるための何らかの仕組みが必用要ではないかなということ、強く感じております。

○桜本座長 ありがとうございます。

一つ大きく違うところは、従来ですと一つABCが決まって、それでもう話が進んでいくわけですが、これからは複数のABCが決まる。そこは物すごく大きな違いだと思うんですね。

私、ちょっとイメージがつかめないのは、複数のABCをまず、研究者の方が提案しますよね。その中から一つのABCを選択しますよね。その一つを選ぶプロセスは、どこでだれがどういうふうにするのでしょうか。そのときに、さっき言われていたような漁業者の方が入るとか、そういうふうにはなっているんですか。普通のABCから一つを決めるプロセスが、私、イメージがわからないんですが。

○木實谷管理課長 ABCが出されるまでに漁業者の意見等を聞いて、そういった形で幾つか出た後は、TACをどういうふうにするのかという議論になりますので、その点についても中間報告の骨子でも書いておりますけども、できるだけ広い方々に入っていて、透明性の高い、できる限り公開の場での議論をしながら、理解、納得を得ながらやっていくということに尽きるんだろうと思っています。

そのあたりは中間報告骨子にも書いておりますので、そのほかの点も含めて、今の議論の点は大体これまでの1回、2回の議論でも出されたところだと思っていますし、懇談会での核心的な部分だろうと思っています。

そこについては今の骨子（案）でも書き込んでいるつもりですので、中間報告自体にまとめるときに、どこまで細かいことを書けるかはありますけども、実際の運用に当たっては、今出されたような意見も踏まえながらやっていきたいと思っています。

○桜本座長 そうしますと、複数のABCはそのまま複数のABCで、そこからTACを決める段階でオープンな状態でいろんな人の意見を聞きながら、複数のABCからTACを決めるという考えでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○桜本座長 ほかに御意見、ございますでしょうか。

○大倉委員 今のは重要なので、もしそういう考えがあるならば、複数のABCを提示するというのは、我々のほうの意見からも出されていますし、これからTACを複数のものからどう選ぶんだという仕組みは、既存資料に書いてあるといっても、我々ぱっと見ても、それが適用できるのかどうかというのはわからないわけですよ。もしそうであるならば、それを明確にどこかに書いていただくというのが、我々としても誤解が生まれてこないと思います。

そもそも5ページに書いてある資源の評価というのは難しいんだと。確かにそのとおりで、我が国周辺水域の資源調査がスタートしたのは77年以降だと思います。そうするともう30年、資源調査をやっている。にもかかわらず、ここに書いているように当たらない。当たらないというか、資源評価が正しくない。

右側の改善方向を見ても、ABCをどうしようかというのがありますが、そのもとになる資源評価そのものの、いわばこういう言葉があるのか、精度を高めるといったことがここに一切書いてないということは、大体そんなもんなんだと、もうわからないんだと。30年やってもわからないんだし、これから5年、10年やっても恐らくそう変わらないだろうということが、もう既にここに書かれているのかなど。

そうであるならばそれはそれで、我々としてもいろんな対応の仕方、考え方がありますが、先ほど和田委員が言われたように、資源評価そのものの精度は、研究者も含めて日夜努力して精度を高めるんだということであるならばどこかに書いていただかないと、ちょっとよくわかりません。

○桜本座長 私、資源研究者の1人として申し上げますと、かなり難しい部分があるんですね。精度を上げる努力をして、ある程度精度は上がるかもしれませんが、非常に実用的な段階まで上げるというのはかなり難しいというのがまず1点ある。それと、過去のことは非常にうまく説明できても将来のことは、例えば来年、再来年どうなるかということとはわからないですね。これはだれにもわからないですから。

だから、やっぱりそういう不確実性は絶対にあって、そういう状況の中でABCを決めなきゃいけないわけですから、大きく外れちゃうということはどうしてもあると思いますね。それをどう回避するかというのが、私は期中改定だと思うんですね。

ですから、将来のことはわからない。それは相当科学が進んでも将来を予測することは不可能ですから、無理だと思うんですね。

○須能委員 今、桜本先生が言われたとおりで、最初から不確定でわからないんだという

ような基本認識に立たないと、わかるんだと思っているから大きな勘違いなんです。

私が母船式でサケ・マスやったときに、各船団で4隻の調査船を出して、40何隻いるわけですよ。それに政府調査船という形で、各水試の船が何かあって、あの北太平洋全部見ながらやっていて、大体こういうものかなと。それに各船団の漁獲実績があって、それでも毎年毎年、翌年はどうなるかはわからないというのが基本なんです。ただ、いかに誤差範囲を減らすかという努力をしていたわけですよ。

今回のこれも、ABCを幾つかつくるということは、資源回復をどういう認識に置いているよと。これは共有財産である資源を、漁業者と政府関係者がより大事にしよう。そのためには、調査船はこういうところを調査してほしいと。我々、漁獲実績でこういうのはわかりますよというように、お互いに資源を確かめ合うんだというものにしていかなくちゃいけないのに、最初から資源の評価ができるものだ、国のほうが渡すものだということから話がおかしかった。

この機会に見直すということは、謙虚にみんなが、わからない資源をよりわかりやすく、より確かなものを求めましょうということだから、今言うように複数のABCの中で、TACで現状の漁業者が生きていかなくちゃいけないわけだから、必要に応じてこれが難しいのであれば、減船するなり休漁するなりという財政が伴うわけで、それを片方では考えなくちゃいけないし、そういう総合的なバランスの中で仕事をしなくちゃいけないわけだから。

そういう意味でいくと、予算をもらうためにも広く議論をして、国民的支持を得なきゃいけないということで、いいことが今回話されているんじゃないかなという気がします。○黒倉委員 資源学者の桜本先生と山川先生が黙っているの、ちょっと資源学のほうの旗色が悪そうなので、弁護のつもりではないんですが。

科学というのは変なもので、意外に等身大のことがわからないんですね。宇宙がいつできたかとか、そういうものすごいラージスケールのことはわかる。

恐らくこのままの資源状態でいくと、このままとり続けるとぐあいが悪いですからというような、かなり長期の展望は資源学的にわかる、ここまで進んできた。ただ、わからないのは、今とったほうがいいかとか、ことしはどうかという、ちょうど地震の予測と同じで、あした地震が起こるんですかと言われると、答えることができません。そういう問題なんですよ。わかってきたことは随分たくさんありますよ。

そういう意味では、長期の展望の中で資源学的な知見を生かしていくということは十分

大事なことだし、その中に十分意見も言ってもらいたいと思いますけど、きょう、あしたのことにしてわかることは少ないんだと認識しておかないと、資源学は何もわからないんだということになると、資源学者が何も言うなということになりますから、そこはわかっていて、長期の展望の中で、今、あしたどうするかということについては、今、あしたの予測とは違った意味で、長期展望はこうであるからこういう判断をしたほうがいいですよと言えるんだと思いますね。

○山下委員 先ほども私、申し上げたんですが、資源評価という段階で今、御議論いただいているように、わかっている部分とわからない部分とがある。これをまず、関係者がどこまでは今わかっている、どこまでは何もわからないのかということを理解し合うのが、まず必要だと思うんですよ。

そのときに、これは後から出て来る期中改定なんかに関係するんですけども、ことし生まれた魚がどれだけいるんだということはだれもわからないんですね。いかに優秀な資源研究者も、いかに優秀な漁労長も、ことし生まれた魚の量はだれもわからない。これ、多分春生まれたサバなんで、一体どれだけいるんだろうというのは1人もわからない。

これがまき網漁業の対象となって、7月になったら小さいのをとり始めようと思うんですよ——7月じゃまだ無理ですか。とにかく小さい魚がとれ始めて、初めて何となく情報が入ってくる。

現実には、満1歳だとか満2歳ぐらいになってさかのぼってみて、2年ぐらいたって前のことを計算してみて、結構多かったねということで、何となくおぼろげながら生まれた評価がわかってくるというのが本当の姿だと思うわけです。

ですからそういう意味で、わからないところはわからないんですから、これがわかり次第、資源評価に反映させると。それから、そういった情報については、関係者が共有するシステムをつくっていく。あるいは議論し、あるいは調査体制まで含めてどうしていくかを考える必要があると思います。

それから、大倉委員が言われたことに関係するのかもしれませんが、例えばスケトウダラなんかになると、ことし生まれた魚は、ゼロ歳魚なんかはほとんど漁獲対象にしないんだと思うんですね。3歳とか4歳とか、もう少し上の年齢になって初めて漁獲対象になるというふうなことが実際行われていると聞いておるんですけども、そうするとますます漁業のデータからはことし生まれたもの、あるいは去年生まれたものもなかなかわからないという実態になりまして、そういったことをどういったところから、わかりにくい

現実の魚の数をみんなで推定していこうかというところでも、関係者などが日ごろから理解し合うというか、話し合いをする機会を持つのが必要だと思うんです。そういうことを積み重ねていかないと、最後のところで理解し合うことが難しい、反目してしまうことにもなりかねないのではなかろうかという気がしてならないわけです。

そういう意味では、先ほど来複数の委員が言われているように、日常的に関係者が調査段階から、あるいは漁獲量の集計段階から、場合によったら意見交換を持つことも必要ではないかという気がするわけであります。

○桜本座長 どうもありがとうございます。

和田委員。

○和田委員 全く私も同じことを申し上げます。要するに、既に一たん漁業のフィルターにかかった部分、調査を何回も繰り返した部分については、資源の中でも一定の評価がきちんとできるんです。けれども、桜本先生からも御指摘あったように、来年生まれてくるものとか、ことしの春生まれたものについては、調査をするにしても限られておりますし、漁業のフィルターを通過していないということで、その部分の予測は非常に難しい。予測が時として大きく外れるというところがありますので期中改定の議論が出てくるわけで、これからはモニタリング、資源評価も、将来予測の部分をどう改善していくのかが一番ポイントになってくると思います。その辺を中間報告の中でも、きちん書いていただければありがたいと思います。

○桜本座長 ありがとうございます。

やっぱり2つ問題があって、現在推定制度が大きく外れるのを改善するためにどうすればいいかという問題と、それからどうしても外れたときにはどうするかと。それは期中改定で何とか解決するということだと思うんですね。

前半の部分の、できるだけ推定精度を上げるというところでは、今までいろいろ御議論いただいているように、いろんな人の実際に漁業している方の意見を聞くとか、それからABC、資源評価をする前段階でそういう会合を持つことが必要だと思うんですけども、制度的にはそういうことをやっていくのは可能なんですか。

○藤島委員 今ずっとお話を聞いていて、ABCを絶対のものというか、金科玉条のように守るべきというのとはちょっと反対の立場ですけども、かといって今、資源をどう評価するか、どう利用するかというのは、よるべき数字というか理論というのは、ABCしかないんだろうなと考えております。

ただ、ABCというのいろいろな問題があると思うんですけども、これはやはり関係者の理解と合意のもの一つのツールではないか。ですから、今回提示された複数のABCの提示や透明性の確保という部分では、関係者の合意の場として使っていく必要があるんじゃないかと考えております。

ちょっと気になるのが、2回目から3回目の資料に変わりますと、透明性の確保の中に「可能な限り」という言葉が入ってきているので、これが前向きに見えるのか後ろ向きに見えるのか、ちょっと気になるところでございます。

それともう一つ、ABCの決定からTACの設定までの手続の流れというんですか、第2回の資料では「透明性を高めるTAC設定のプロセス」ということで、かなり明らかに手順が書いてあるんですけど、今回はそれが見えないので、それは消えてしまったのか、このままなのかというのがちょっと気になっております。

それともう一つ消えてしまったものは、漁業経営という部分ですが、漁業経営への影響を勘案することができるというのが法律の趣旨だと思うんですけども、それは今回消えてしまったのかと。やはりやむを得ず漁業経営を勘案するといった部分については、何らかの記載が欲しいなというのが気持ちでございます。

ちょっと雑駁な意見だったんですが、そういうふうに考えております。

○桜本座長 消えてしまった部分というのは、どことどことどこでしょう。

○藤島委員 漁業経営を勘案するというのが、一つも3回目の資料に書いてないものですか、ただ、それだけが気になって。いわゆる、ABCイコールTACにしてしまうのかなというのが、ちょっと懸念するところです。

○木島資源管理推進室長 まず、「可能な限り」という意味ですけれども、これにつきましてはすべてについて公開はできないだろうと。例えば、漁業者で打ち合わせをする場合まで公開するという話ではないので、基本的に先ほど説明がございましたように、複数のABCについても、なぜこういうABCになったのか。どういうふうな過程、どういうふうな目的であればこういうふうなABCになりますよということについては、皆様方の意見も聞いて、公開の場で最終的には意見集約していこうと。それを踏まえて漁獲可能量の設定に当たって、検討に当たってもいろんな方々の意見を、例えばホームページにいつごろ、どこでやりますよという情報を出して、いろんな方の参画を求めて、意見を聞かせていく必要があるだろうということでございます。

それから漁業経営につきましては、TACの課題のところ当然書いてあるんですけれ

ども、漁獲可能量については漁業経営を勘案するということが入っておりますので、ABCとTACが一致するわけでは当然ございませんということでございます。

○大倉委員 6ページのどこに書いてあるんですか。左の課題には、TACの設定には「我が国の法律はもとより、国連海洋法条約においてもそういうことが認められています」と書いていますね。

右のほうの改善方向を見ると、今、指摘されたように、TACの設定に関しては漁獲許容水準、新しい言葉ですが、ABCのことでしょう。ABCを可能な限り超えることのないように、ということはある限り近づける、ニアリイコールにする。

何でこんな唐突にそういうことになるのか。今までの資料を見れば、我が国の10年間の資源TAC制度というのはそれなりに評価できます。関係する魚種についても、一部を除いてそこそこ大丈夫です。法律も条約も、TACはABCを超えるような仕組みは認められていますと言っておきながら、なぜ「改善方向」という文言の中にそれをくっつけるんだと。これは私はおかしいと思いますよ。ぜひ、5ページ、6ページの改善方向の前段は修正していただきたいと思いますが、いかがですか。

○桜本座長 ありがとうございます。

お願いします。

○木實谷管理課長 今、いろいろ御意見いただいているんですけども、大体のものは今までも第1回、第2回で出た議論でございまして、今回はそれを踏まえて、この中間とりまとめの骨子を作成したつもりでございます。

若干、見にくい部分があったのかなと思いますけども、今言われたような御意見はほとんどここに入っているつもりでございます。先ほど来、資源の評価のいろいろ限界があるという話を、5ページの冒頭の課題のところでも述べておりますし、そしてそういうものを前提にしてABCを複数提示する。あるいは期中改定する。そしてABCを設定するに当たっては、漁業者などの参加のもとに、可能な限り公開の場で意見交換を行うと。

さらに次にまいりまして、TACの設定段階でも漁業者、加工業者、関係者参加のもとに、可能な限り公開で議論を行うという形で、これまでの議論を踏まえて、ここでそういったとりまとめをしたつもりでございます。

ただ、ちょっと書きぶりとしてわかりにくい部分があったのかなと思いますので、これは次回では文章化して、一応のとりまとめとしたいと思っていますので、その際にきょうお聞きしたような御意見も踏まえながら、皆様の意見を反映できるように努めていきたい

と思っています。

それから先ほど大倉委員のほうから、TACとの乖離の話でございますが、原則論としてはTACはABCに限らないんですが、何らかの科学的な根拠を持った推定値に近づけるという原則があるんだろうと思っているんです。それとの乖離の問題があって、その乖離をどうするかというのが、今回の議論の一つの大きなところ、柱だったんだろうと思っています。そしてそれを小さくするために期中改定ですとか、あるいは調整枠を外枠で運用するといった措置が出てきているわけです。

ですからここで、そもそもABCとTACの乖離自体、全く問題がないといった書き方というのは、ちょっと適切ではないんじゃないかと思っています。

○大倉委員 漁獲許容水準というのは、ABCとは違うものだということですか。

○木實谷管理課長 ここでは、ABC以外にもあり得るということです。要するにABCというのが今、TACをつくるときに科学的な数値の一つの代表として使っていますけども、それ以外のものでも当然あり得ますので、それを含めた形で書いているわけです。

○大倉委員 こういうものに基づいて、TACを決定することがあり得るということが書かれているということですね。

○木實谷管理課長 今、日本ではABCをもとにやっているわけですけど、ABCでやれというのは、法律上も海洋法条約上も別に決まっているわけではないわけですよ。

○大倉委員 それは構わないと思いますよ。

○木實谷管理課長 ですから、そういったものを含めて、ほかのもあり得るということで書いているわけです。

○大倉委員 この6ページのTACを決めるときは、前に書いてあったABCとはまた別なニュアンスが入っている、新しい水準をベースに決めますということですか。

○木實谷管理課長 いや、そういうことではないです。科学的な根拠でABCを使うのであれば、ABCで別に構わないわけです。ただ、それ以外も可能性としてはあるので、こういった書き方がしてある。そのあたり、ちょっとわかりにくいようでありますので、次回のとりのまとめのところでは、ちょっと言葉にそごが出ないように整理をしたいと思いません。

○黒倉委員 言葉の非常にポリティカルな意味合いの話になっちゃっているんですね。全体になっているTACの設定において、漁業経営の実情を勘案するということは、TACがそれぞれのEEZの中の資源管理が、資源保護だけの視点からではなくて、その中に産

業としての漁業の育成と保護というものを、勘案すべきであるという精神がうたわれているのであって——ABCと言うかどうかは別として、漁獲資源可能量をとっていいということを書いてあるわけではないわけですよ。そこは国連海洋法の中の精神から言えば、それはそのレギュレーションの中に、漁業経営の要素を考えてもいいということを行っているのであって、超えていいとか、超えていけないということを直接言っているわけではないと思います、この条文は。

それから恐らく、漁獲許容水準というお言葉が使われたのは、確かにABCが頭の中にあつたとしても、それは今、ABCそのものを議論している段階であるから、それを使うということが必ずしも適当でないから使わなかったものであって、恐らくある一定の漁業水準を超えるべきではないだろうという思想は、やっぱりこの中に継承されているんだと思いますけど。

○木實谷管理課長 漁業のTACの設定に当たって経営状況を勘案するというのは、当然のことでございます。ですから、そのところが誤解がないように、中間とりまとめを書く段階では注意して書きたいと思います。

○桜本座長 ありがとうございます。それでよろしいでしょうか。

ほかに意見ございますでしょうか。

大体1時間半たちましたので少し要約しますと、従来のやり方を見ていますと、かなり資源推定とかそういうものに大きな誤差があつて、結果的にかなり過少推定していたことも非常に多かつたと。ですからそういうのを改めるために、資源評価の方法を改善する必要があると。

そのためには、ただデータを見て計算するだけではなくて、実際に現場で漁業をされている方とか、その他の方々の意見も十分に取り込むべきである。場合によっては調査を計画する段階でも、そういう漁業者の方の意見を取り入れてやるべきだということで、ABCを決定する段階でどういう情報を取り入れてそれをやるかというのは、非常に重要だと思います。

それを中間とりまとめの中に、できるだけそういう内容を入れていただきたいと思うんですが、現状の改善方向ですと、少しあいまいな点があるということでもいいんですかね。ですから、もう少しそれが明確になるような書き方に、少し修正をお願いしたいと。

そういうふうにして改善しても将来のことはわかりませんから、どうしても推定の誤差が出てくると。そういうときにどうするかということで、期中改定とか再評価があり得る

だろうと。それについては、再評価するという事は合意されていると見ていいと思うんですが、それに関してはきちんとしたルールをつくっておかないと、状況によってころころ変わるようでは困るということで、きちんとしたルールをつくるということも明記して、期中改定のことも書いていただくということが、今までの議論で出てきた結論かなと、私は思います。

ほかに何かございませんか、追加とか。

○大倉委員 11 ページの漁期中の制度運用で、例えば右のような改善方向で、枠の超過を防ぐためにこれをやるほか、万一枠を超えた場合の措置をルール化するという表現がありますよね。これは7魚種に関係して、すべてにわたってさらに超えた場合の別な措置、特にサンマとスケトウダラは強制規定がかかりますから、TAC法のすべての条文に基づいて罰則がかかりますな、例えばスケトウダラの場合。それ以外にここで言うのは、超えた場合の司法罰、行政罰以外に何か考えるのかというのが1点。

いつも私は自画自賛ばかりしていますが、底びきについては二重の壁でTACの枠を超えさせないという自信がありますが、そういうものも含めて何らかのルールをつくるということなのか、それだけちょっと確認したいと思います。

○木島資源管理推進室長 具体的なルールの内容ですとか対象魚種については、今、検討しているところで、この場でこれをやりますということについては、ちょっと申し上げる段階ではございません。

○大倉委員 しかし、何らかの魚種についてはやるということですか。もし、限定してやるということであるならば、わかるように改善方向に記載していただきたいと思いますが。

○木島資源管理推進室長 基本的には司法罰がかからない浮魚類について、そういうふうなことが考えられるんじゃないかと思っておりますけども、ここも「必要に応じ」ですので、そこについてどうするのか、少し検討したいと思います。

○木實谷管理課長 万一超過した場合の措置というのは、前回、議論で出しておりますけど、翌年に繰り越すとといったことを、必要なものについてはルールを決めておいたらいんじゃないかというのが、念頭に置かれているんです。だから別に、ペナルティーを科すといったことではないんです。

○川本委員 まさにそこが問題なので。さば類では、非常に我々は丁寧にやりましたので、平成19年7月から平成20年6月までの漁期においては3万tぐらいTACが余ってい

るんです。だから、もし超過したときに翌年に差引くという話であるならば、じゃあ、余したら翌年にプラスするとか、バランスをとらないとおかしいわけですよ。

要するに、大幅か小幅かは別としてTACで数量がぴったり合うなんてことは絶対あり得ないんですよ。常に何%か振れるんです。

○桜本座長 非常に機械的に言うと、余った分は次の年に資源量がふえていますから、自動的に数値がふえるというふうにも考えられますが。

○川本委員 漁獲実績に基づく評価の見直しの時期がツーレイトであり、かつ、その結果としてTAC数量がツーリトルとなってしまった結果、本来ならば、TAC数量の大幅な超過ということがなかったかもしれないのと言う思いがあります。

○木實谷管理課長 問題意識については了解しております。次回の中間とりまとめでは、個別の魚種についての扱いまではとても触れるわけにいかないと思います。漠然とした書き方でとどまるとは思いますけども、書きぶりについてはそういう問題意識を踏まえて、ちょっと調整したいと思います。

○桜本座長 須能委員。

○須能委員 御存じのように、燃油高騰で漁船の運航がかなり厳しくなると思うんですね。そのときに次にどういう手が動くかというときに、例えば量販店がナショナルブランドの商品は強いものですから、PBブランドで対抗していますね。だけでも先日新聞に、日本ハムと伊藤ハムがセブンイレブンのPBブランドに頭を下げざるを得なくて、出すようになったんですね。ということは、量販店の力というのは相当資本力があって強いわけです。

魚についても、その会社を回収するといったら大きな借金を抱えているから、なかなかそれを買収はしないでしょうけども、運航がとまるのであれば、運転資金を貸しますし、出しますよ。そのかわり、魚は全部もらいますよということになると、資源管理のベースが魚市場、産地市場に揚げることを前提にしていながら、法律上はどこに持っていてもいいわけです。そういうものが今後、非常に多くの事例が予想されると思うんですね。売れないものは産地市場に揚げる、いいものは自分のところへ持ち帰るということは、私が考えるぐらいですから、当然既に量販店の人たちは、どこをいいものにしようか、何をやるかというのは着々と考えていると思うんです。

ということは、日本の漁業の基本が崩れると。要するに、いろいろな点でノルウェーの漁業を立派だと皆さんが言いますが、ノルウェーの水産物は輸出向けの商品ですから、国

内産業との対立はない中でやるから非常にやりやすいわけですね。

日本のマーケットの中で、大資本なりが別な売りを直でやられると、既存のルートが全部だめになっちゃうといいますか、根底から崩れちゃうんですね。それを阻止するには、先ほどから話があるような調整なり調和なりで、みんなの意識で日本の国内の企業がどう成り立たせるか。この小さな国で1億何千万がすみ分けていくためには、大資本だけが有利になるような産業構造にしちゃだめなんだと思う。

それは考え方、経済論議等はいろいろあるかもしれないんだけど水産の脆弱さの中で関係する人たちが寄り集まっているような、沿岸漁業とまさしく同じような状態を、一方的に開放するようなことになったら社会が崩壊しますね。私は、それを虎視たんたとねらっていると思うのね。

それを阻止する法的な手段としては、前から私は水産物は国家主権とすべしと主張しているんですけども、少なくとも産地市場を通して売rinaさいと。そしてまともに買ってくだささいと。そうじゃない限り、骨抜きになったら雪崩を打つというか、わかりませんが、とんでもないところにいつてしまう気がします。

ですから、資源管理だけの問題じゃなくて漁業管理というか、日本の漁業の危機でもあり今回の高騰する燃油でそういう問題に気がつくので、この場の話かどうかわかりませんが、せつかくこういう有識者というか関係者が、資源も含めて漁業を安定的に発展させようという分野で考えるのであれば、改革の結果として現状があり得なくなったらば、すべて意味のない議論になっちゃいますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

○桜本座長 ありがとうございます。

山下委員、お願いします。

○山下委員 今の須能委員の御意見について、なるほどと思うところが大変私もありますが、委員ではなくて事務局的な発言をさせていただきますと、さすがに今回のTAC制度の課題を検討するこの会議では荷が重過ぎて、これ以上の検討はできないだろうと思います。

水産庁のほうで何ができるかと、実態の把握なり、それから今後の話なりを検討していかなきゃいかんだろうと。それは水研センターを含めて、また別の場で検討する必要もあると思いますし、御指摘の心配については別の場でぜひ検討をするように考えていきたいと思います。

それから今、須能委員から御指摘のあった件で、私、TACというか資源管理に関係す

る部分については、ぜひ資源研究者の人に検討していただきたいと思うんですが、燃油が高騰して漁船の動きそのものが従来と違う動きをし始めていると。これが資源評価に際して、例えば従来、FはこんなFを推定していましたというのは、本当にそれでいいのかどうかとか、それから漁業から得られるデータを使うに当たっても、そのデータそのものが以前のデータと、これからのデータが同じ質で見ているのかどうかとか、そういう面でも懸念がありそうな気がするので、ぜひ専門家の皆さんに考えていただく必要があるのではないかと思います。

○桜本座長 どうもありがとうございました。

○秋岡委員 この会議で決めることではないかと思うんですけど、先ほど先生が資源評価の是正のために現場の意見を聞くことも必要だと。じゃあ、現場の意見をどう入れていくのかということ、仕組みとしてどう考えるのかということ、これからちゃんとしていかないと。

それは、そもそも資源評価のやり方があって、その別の意見が補完的に必要であるというのであれば、資源評価の中の仕組みとして今やっている人と、そもそも現場の声を補完的に聞くというふうに、プロセスの中に入れていくということまで決めなくちゃいけないかもしれないですし、あるいは大きく現実と乖離してしまったときにだけ、参考意見として聞くという程度のものなのか、あるいは進めるときに、よく市場化テストという手法もあります。全部はできないんだけど、どれか一つの魚だけ選んで、今やっている仕組みと、現場の声のヒアリングをうまく組み合わせるのをスタートさせていくと。恐らくそのあたりまで少し考えていかないと、現場の声も聞きましょうの次のステップとしてやらないと、多分この場で出たいろんなお立場の方の意見が、現実的なものとしていかないのかなと思います。

お魚の見通しと経済の見通しは違うんですけども、立場立場で違っている。経済の見通しでも、政府が出す見通しと、日銀が出す見通しと、民間のシンクタンクが出す見通しと、もとにしているデータとかヒアリング先とか全部違って、見ている人は全部の特徴を見ながらやって、自分の会社にとってはこの意見だねとか、あるいは民間シンクタンクだと、エコノミスト1人1人がわかるので、この人はもともと強気だとか、景気が悪いときに強い人だとか、わかってやっていくというのがあって、そういういろんな評価ももちろんそれぞれ特徴があることなので、補完的なものが必要だというのは、その人が間違っているとかではなくて、そもそも見通しとか評価というのはそういうことなので、考えて

も別にいいのかなという気がしています。

何年か前から政府の景気見通しで、いわゆるマクロデータの積み上げだけではなくて、補完的なデータとして、それこそタクシーの運転手さんのコメントを、政府の景気見通しにきちんとヒアリング項目として入れていくとか、いろいろなやり方が時代とともに変わっていくのも、どんどん科学的になるとか、どんどん難しくなることだけが正しい見通しに近づく道ではないと思うので、ぜひその辺も今回のこの委員会の一つの成果として、進めていただければいいのかなと思いました。

○桜本座長 ありがとうございます。

私個人的としては、制度としてそういうのを取り入れて、システムを入れたほうが良いと考えております。

お願いします。

○香川漁場資源課長 今の点については全くそのとおりだと思います。何かあったときに漁業者の方にたまたま聞くということではなくて、定期的な形で、ルーチンの中で、仕組みの中でそういう話を聞くということが非常に大事だと思いますので、その辺はよく考えたいと思います。

また、聞くだけじゃなくて、私どもも例えば船に乗せていただくということも含めて、そうじゃないとわからない部分も多々ありますので、その辺もぜひ御相談させていただきたいということで、そういうものはぜひシステム的に入れていきたいと思います。

○桜本座長 ありがとうございます。

大体意見をお聞きしたと思うんですが、TAC対象種の拡張については余り御意見を伺ってないんですが、ぜひ述べたいという方がおられたら、それを最後にお聞きしたいと思います。TAC対象種に関しては、ここにまとめたような方向でよろしいでしょうか。

では、それは御意見を既に伺っているということで、解釈したいと思います。

ほかに御意見ございますか。

山川委員。

○山川委員 調整枠のことについて1点ですけれども、先ほどの、余ったら翌年に繰り越すのかどうかという議論とも関連してくると思うんですが、キャリーオーバー制だとか、それから貸し借り制みたいなものだとか、そういうのと調整枠の関連をどういうふうにするかという議論があるんだろうと思うんですよね。

原案としては、これまでTACの内枠だった調整枠を外に出して、順次足りなくなると

ころから充当していくことになっているわけですが、従来だと当初TACがABCよりもかなり多く設定されていた部分というのが、改定案だと最初は小さ目に設定されて、それでだんだん徐々にTACがふえていくことになるんだろうと思うんです。そういう点では、従来よりはTACとABCの見かけ上の乖離が小さくなるということで評価できるんだろうと思うんですけれども。

でも、結局徐々に調整枠を追加して、つけ加えていくことで、TAC自体もだんだん漁期中に大きくしていかないといけないということで、結局最後になるとABCとTACを比べたときに、TACのほうが大きいということになるんだろうと思うんですよね。

そういうものなんだという説明で一般の人にも理解してもらえらるれば、それでもいいんですけれども、そもそもTACを切り分けていろいろ、こっちへ張りつけたりとか、追加して大きくしていくというところに、技術的な限界があるんじゃないかと私は思っています。

それに対しては例えば、漁獲可能量としてのTACという概念と、漁獲割当量なり配分量という名目上の配分量という概念を、2つ、全く別のものとして分けてしまうというのが、一つの考え方じゃないかなという気がいたします。

つまり、実際に配分される量というのは、あくまでも名目上の枠ということで運用されて、その合計というのは必ずしもTACと同じじゃなくて、合計すればTACよりも大きくても構わないだろうと思うんですけれども。TACはTACとして置いておいて、実際の漁獲量がそれを超えないようにということで、TACはできるだけ動かさない。そして、配分枠のほうを柔軟に運用していくという形でやるのであれば、これまでのようなTACとABCが乖離しているという問題が、かなり改善されるんじゃないかなという気がするんですね。

TACという概念と、それから割当枠という概念を分けることが、果たして今のTAC法なりの規定の中でできるのかどうかという、技術的な問題はあるんだろうと思うんですけれども、考え方としてはそういうものもあって、いろんな技術的なことを考えていくべきなんだろうと思います。先ほどのキャリーオーバーも一緒に考え合わせながら、どういうやり方が一番スムーズにいくのかといったところを、検討していただければと思います。

○桜本座長 ありがとうございます。

○木島資源管理推進室長 今の山川先生のお話ですけども、いわゆる生物学的な数字と漁獲可能量と配分量の合計の漁獲可能量という、3つの数字が出てくると思っております。

今の資源管理法では、配分量の和はTACの内数になっておりますので、それでTACを超えるような数値ができないということになります。

先ほどの調整枠の話がございましたけれども、結局、調整枠、特に都道府県の場合に非常に管轄エリアが狭いということで、漁場の分布状況によっては全然とれなかったり、たくさんとれたりということがございます。ですからそういう点で、いわゆる空枠をつくっておいて、例えば過去の最大値を置いておいて、できるだけ対応できるような形でやろうということですけども、まず、そもそも最大値がいいのか、もっと少なくすべきではないかという議論もございます。また実際に、努力しても超えちゃったという場合についてはその分だけを追加するというので、できるだけTAC自体の空枠を減らしていくやり方をするしかないのかなど。

そういうことをしませんでしたと、法律上、TACの内数となっておりますから、TACを超えることはできないということもございますので、その辺はどういうふうにすれば一番うまくいくのか、もう少し検討したいと思っております。

○桜本座長 ありがとうございます。

(2) そ の 他

○桜本座長 きょうは活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。そろそろ議論はお開きにしたいと思いますが、次回の9月11日の第4回の本懇談会で、中間とりまとめ（案）が提出されていますが、それは事前に配付されるそうですので、それを読んでいただいて、またコメントがあれば会議の前、あるいは会議のときにお聞きしたいと思います。

それでは、事務局にお返しいたします。

○木實谷管理課長 本日の御議論、ありがとうございます。ただいま座長からもお話しございましたとおり、本日の御意見を踏まえまして、TAC制度の検討に関する中間とりまとめ（案）を作成することといたしたいと思っております。

次回第4回の日程でございますけども、9月11日の午前中に開催する予定といたしております。議題といたしましては、TAC制度の検討に関する中間とりまとめ。それとその次の第5回とあわせまして、第4回と第5回の2回にわたってIQ（個別割り当て）、ITQ制度に関する検討を予定しているところでございます。

それではこれで、本日の第3回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

閉 会